

税制改正！ 贈与税と相続税の一体課税

税制改正の趣旨、経緯

令和 5 年度の税制改正大綱が令和 4 年 12 月 16 日に発表されましたが、ここに「贈与税と相続税の一体課税」が記載されています。これは令和 2 年に甘利自民党税制調査会会長(当時)が発言し、令和 3 年度、令和 4 年度の税制改正大綱に記載はあるものの具体的には何も決まらず、ここに至ったものです。

この「贈与税と相続税の一体課税」が改正に至った理由は「お金持ちは暦年贈与をうまく使い相続税の節税ができるが、庶民はこれができないので、この不公平を是正する」ということです。これが遂に「令和 5 年度の税制改正大綱」に記載されたのです。

具体的な改正内容

【改正前】

- 相続開始前 3 年以内に相続人等が贈与された財産を相続財産に加算
- 金額基準なし (110 万円以下の贈与財産も加算)

【改正後】

- 相続開始前 7 年以内に相続人等が贈与された財産を相続財産に加算
- 加算期間による取扱いの違い

相続開始前	加算金額
3 年以内	金額基準なし (110 万円以下の贈与財産も加算、改正前と同じ)
3 年超 7 年以内	4 年間の「総額」で 100 万円以下は加算対象外

- 対象となる贈与、加算期間
 - ・ 対象となる贈与：令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与
 - ・ 加算期間：令和 9 年 1 月 1 日以後の相続から順次延長 (経過措置あり)

相続開始日と加算期間の例

これを表にまとめると、次のとおりとなります。

相続開始日	加算期間	加算対象贈与
令和 8 年 12 月 31 日	3 年間	令和 5 年 12 月 31 日以後の贈与
令和 9 年 7 月 1 日	3.5 年間	令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与
令和 10 年 1 月 1 日	4 年間	〃
令和 11 年 1 月 1 日	5 年間	〃
令和 12 年 1 月 1 日	6 年間	〃
令和 13 年 1 月 1 日	7 年間	〃

結果として、完全に 7 年間で加算対象となるのは「令和 13 年 1 月 1 日の相続から」となります。

ただし、基本的には加算期間の延長という内容なので、みなさんが贈与をした(受けた)後に贈与者が 7 年超の長生きすれば、税制改正の影響を全く受けないということになります。

相続時精算課税制度による贈与も改正

2,500 万円までは贈与税がかからない相続時精算課税制度による贈与も改正されました。具体的には、暦年贈与の基礎控除額 110 万円とは【別に】、相続時精算課税による贈与についても毎年 110 万円の基礎控除額が設けられました。ちなみに、この 110 万円の部分は相続時精算課税制度による贈与であっても、相続財産に加算されません。だから、毎年の贈与額が 110 万円以下という前提ならば、上記 2 に記載した 7 年間の加算の対象にはならないのですが、少額の贈与しかできないデメリットがあります。

2023 年 2 月 ～お仕事備忘録～

新しい年度が始まるにあたり、年に 1 回しか行わない業務が多くなる時期です。入社式や事業方針の発表会などのイベントも集中します。準備に早めに取りかかりましょう。

国外財産調書の提出

居住者(非永住者以外の居住者に限られます)が、2022 年 12 月 31 日時点で、総額 5,000 万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」を 2023 年 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

財産債務調書の提出

所得税の確定申告をしなければならない方で、「2022 年分の所得金額が 2,000 万円超」、かつ、「2022 年 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 3 億円以上、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が 1 億円以上」の場合には、「財産債務調書」を提出しなければなりません。提出期限は、2023 年 3 月 15 日です。

確定申告の税額の延納の届出書

所得税等の確定申告分については、2023 年 3 月 15 日まで(振替納税の場合は同年 4 月 24 日)に納付すべき税額の 2 分の 1 以上を納付すれば、残りの税額の納付を同年 5 月 31 日まで延長することができます。延納期間中は年 0.9% の割合で利子税がかかります。

贈与税についても、納期限までに金銭による一時納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、5 年以内の年賦による延納ができます。延納期間中は利子税がかかります。

個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の 3 月 15 日までに提出します。ただし、1 月 16 日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から 2 ヶ月以内の申請となります。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった 5 年で売上が 7 倍<7 億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問 OK です！

日程 2023 年 03 月 23 日(木)

時間 10 時～17 時(受付 9 時 45 分～)

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします
参加料 30,000 円(税抜)【定員 5 名様】

*おひとり様追加毎に+5,000 円(税抜)となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*2 月 3 日(金) 2 月誕生会

2 月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : soumu@ideasoken.jp